

評価部会から幹事会に報告することとされた案件について

平成 24 年 4 月 18 日

1. 平成 24 年 3 月 7 日第 15 回評価第一部会より幹事会に報告することとされた案件

(1) 各評価部会における審議の進め方について（共通認識の確認）

評価第一部会において審議を進めるに当たり、専門委員から確認を要する事項として、以下のようなものが多く挙げられた。

- ・ 農薬抄録の記載事項の修正のみを求めるもの
- ・ 毒性試験における所見に関するメカニズムの解明を求めるもの
- ・ 代謝経路の詳細解明を求めるもの

これらに対する対応として、評価第一部会においては、農薬専門調査会においては、以下のような考え方にに基づき審議を進めるものであることを再確認した。

(審議の基本的な考え方)

- ・ 基本的には提出された試験成績の範囲で専門委員が専門家として判断を行うべきものであること
- ・ 農薬専門調査会は農薬抄録の修正をするための会合ではないこと

その上で、評価第一部会においては、この共通認識を踏まえ、専門委員から提起された事項について、その取扱いを専門委員が判断する（エキスパートジャッジ）ものと、申請者に見解を求めるものに区別する作業を行い、申請者に見解を求めるものを精査したところである。

このような取扱いについては、既に各部会でも共通の認識をもって進めて頂いていると考えられるものの、部会でこのような議論がなされたことを幹事会に報告し、改めて各部会の共通認識として欲しいとの提案があった。